放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正案（概要）

1．国際標準値の導入に伴う規制の合理化

- 規制対象となる放射性同位元素について、国際原子力機関（IAEA）、世界保健機関（WHO）等が定めた国際標準値を導入。（年間の一定被ばく量を基準として、核種ごとに放射能、放射能濃度を算出。）
- 各国においてもこの国際標準値の導入が進展。
- 放射能の程度の小さい**機器**について新たに規制対象となる。（例：煙感知器、液面レベル計）
- 放射線利用の実態と新たな展開。（例：製造業者は使用と販売の二重の許可が必要。放射性同位元素を直接扱わない販売・賃貸の増加。）

2．安全性の一層の向上

- 安全管理面に起因した誤操作等の事故の割合が高い。（例：最近4年間23件のうち18件（78%））
- IAEAにおいて機器の種類毎に危険性を分類する考え方を取りまとめ。
- 規制実績を踏まえ、画一的な規制から危険性（放射能、機器の特性等）を考慮した規制へ。
- 放射線取扱主任者に技術的能力の維持・向上が必要。（現状では、再講習・再教育の制度なし。）

3．廃棄物埋設処分の規定の整備

- 原子力委員会が埋設処分の実施を指摘。（平成10年5月）
- 原子力安全委員会が埋設処分の安全規制の基本的考え方を決定。（平成16年1月）
- RI・研究所等廃棄物の処分事業の実施主体に関する検討の進展。
- 廃棄物は年々増加しており、埋設処分できないことは事業者の大きな負担。（平成14年度末時点でドラム缶約22万本）

改正点

改正点

改正点

改正案のポイント

設計認証制度の創設

機器製造者に対する設計認証※（設計、使用方法、品質保証方法が安全であることの確認）の制度を創設。

設計認証機器については、使用開始後の届出又は届出不要とする。

※　登録機関が実施

販売業・賃貸業の届出

許可制を届出制に改める。放射性同位元素を直接取扱う販売業者・賃貸業者は、別途使用の許可が必要。

管理面（ソフト）

安全管理面の強化

使用方法（放射線の測定、帳簿、教育・訓練等）を定期的に確認※。

放射線取扱主任者の能力向上

放射線取扱主任者の定期講習※の受講を義務付け。

※　登録機関が実施

施設面（ハード）

施設検査・定期検査の合理化

密封線源を扱う施設においては、使用方法や構造等を踏まえた機器の危険性により、検査の要不要を定める。立入検査については引続き実施。

埋設の規定を整備

埋設施設の基準への適合について国が厳格に審査した後、施設検査に加え、埋設処分の段階で廃棄体を確認※する規定を整備。

※　登録機関が実施

埋設処分

現行規制体系

使用の許可又は届出

新たに規制対象となる放射能の小さい機器

販売業・賃貸業の許可

廃　棄　業　の　許　可

放射線取扱主任者

技術的基準の遵守　等

施設検査　**定　期　検　査**

立　入　検　査

使用及び廃止に伴う廃棄物

- 焼却・圧縮
- 保管廃棄

≪使用前≫　≪使用中≫　≪使用後≫